

平成 28 年 8 月 1 日
広島市健康福祉局障害福祉課

広島市障害者差別解消支援地域協議会（仮称）の設置・運営について

1 概要

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、行政機関等と事業者においては、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられた（事業者による合理的配慮の提供は努力義務）。また、国及び地方公共団体においては、障害者差別の解消に向けた体制の充実を図ることとされている。

地域において生活する障害者の活動は、広範多岐にわたり、障害者が相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかでない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合も想定される。

このため、本市において、障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消法第 17 条の規定により、関係者で構成する広島市障害者差別解消支援地域協議会（仮称）（以下「地域協議会」という。）を設置する。

2 取扱事項

地域協議会では、次のような事項について取り扱うことを想定している。

（１）複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

単一の機関では対応が困難な相談等について、紛争の防止や解決を後押しするための話し合いを持つ。

（２）関係機関等が対応した相談事例の共有

関係機関等が対応した相談事例に関する情報、紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容について共有する。

（３）障害者差別に関する相談体制の整備

障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、窓口によって聞き取る内容の不整合が生じないようにするための共通の情報記入シートの作成、相談を受けてから事案の解決を目指す際の標準スキームの検討などについて協議する。

（４）障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

合理的配慮の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成などについて話し合いを持つ。

（５）構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し

合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえて、権限を有する相談機関に解決方法をアドバイスする。

(6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容を検討するとともに、効果的な周知・発信の在り方などについて協議する。

3 設置時期

平成28年度上半期

4 任期

2年

5 構成員

国は、市町村における地域協議会を構成する機関として、法務局などの国の機関、障害者団体や家族会などの当事者、校長会や社会福祉協議会、相談支援事業者などの教育・福祉機関、医師会など医療・保健機関、商工会議所や公共交通機関など事業者、法曹関係者及び学識経験者等を想定している。本市においては、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査審議する広島市障害者施策推進協議会を設置しており、国が想定する委員構成と重複するため、この協議会の枠組みを活用しつつ、必要に応じて追加の委員を加えることとし、これに基づき別紙の関係機関等に対して就任依頼を行う。

(1) 人数 26名

(2) 構成機関等 別紙のとおり。

(3) 関係課等（広島市）

- ・市民生活関係…消費生活センター、人権啓発課
- ・福祉関係…障害自立支援課、精神保健福祉課、精神保健福祉センター相談課、こども・家庭支援課障害児支援担当、福祉事務所、保健センター
- ・教育関係…教育委員会特別支援教育課

(4) 事務局 障害福祉課

6 謝礼金

11,000円（行政機関を除く）

【問合せ先】

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

電話：082-504-2147

FAX：082-504-2256